

議案第 2 号 第 3 条 埼玉西部消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正 新旧対照表

新	旧
附 則 (旧条例の廃止に伴う経過措置) 第 3 条 (略) 2・3 (略) 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書（埼玉西部消防組合情報公開条例（平成 25 年条例第 8 号）第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第 2 条第 3 号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 6 (略)	附 則 (旧条例の廃止に伴う経過措置) 第 3 条 (略) 2・3 (略) 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書（埼玉西部消防組合情報公開条例（平成 25 年条例第 8 号）第 2 条第 2 号に規定する公文書をいう。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2 年以下の<u>懲役</u>又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) (略) 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第 2 条第 3 号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 6 (略)

